

指定介護予防訪問リハビリテーション運営規程

指定介護予防訪問リハビリテーション事業所

医療法人 愛健会 愛健医院

平成 18 年 4 月 1 日施行。

平成 20 年 7 月 1 日変更。

平成 21 年 4 月 1 日変更。

平成 24 年 4 月 1 日変更。

平成 26 年 1 月 1 日変更。

平成 30 年 5 月 1 日変更。

令和元年 10 月 1 日変更。

令和 6 年 6 月 1 日変更

指定介護予防訪問リハビリテーション事業所

医療法人 愛健会 愛健医院運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人 愛健会 愛健医院が開設する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防訪問リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態にある者に対し、適正な指定介護予防訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営方針）

第2条 事業所が実施する介護予防訪問リハビリテーションの従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その居宅を訪問して、リハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図る。

2. 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健・医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 医療法人 愛健会 愛健医院
- 二 所在地 長崎県佐世保市上本山町 1059 番地

（従業員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業を実施する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 医療法人 愛健会 愛健医院理事長 1名（常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理を一元的に行うものとする。

二 理学療法士 1名以上（常勤）

三 作業療法士 1名以上（常勤）

四 言語聴覚士 1名以上（常勤）

理学療法士又は作業療法士、言語聴覚士は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 通常月曜日から土曜日迄とする。但し国民の祝日、盆休み、年末年始の休みを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後6時までとする（土曜日は除く）。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの内容)

第6条 指定介護予防訪問リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき行う理学療法士又は作業療法士、言語聴覚士による介護予防訪問リハビリテーション。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、その1割とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、佐世保市内全域とする。但し、離島は除く。

(その他運営についての留意事項)

第9条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

1. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用契約の内容とする。
2. この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人 愛健会 愛健医院事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附 則)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

平成20年7月1日一部改正。

平成21年4月1日一部改正。

平成24年4月1日一部改正。

平成26年1月1日一部改正。

平成27年4月1日一部改正。

平成30年5月1日一部改正。

令和元年10月1日一部改正。

令和6年6月1日一部改正。